

関市パブリックコメント手続実施要綱

平成19年3月27日

関市告示第52号

(目的)

第1条 この告示は、パブリックコメント手続の実施について必要な事項を定め、市の政策形成過程における公正性及び透明性の向上を図り、もって市民等の市政への参画及び開かれた市政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「パブリックコメント手続」とは、市の重要な政策の形成過程において、その政策に関する計画等の案の趣旨、内容その他必要な事項を公表し、広く市民等から意見又は情報（以下「意見等」という。）を求め、提出された意見等に対する考え方を明らかにするとともに、その意見等を考慮して実施機関としての意思決定を行う手続をいう。

2 この告示において「市民等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体
- (3) 市内の事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内の学校に在学する者
- (5) 実施機関が行う事務事業に利害関係を有する者

3 この告示において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会及び農業委員会をいう。

(対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象は、次に掲げるもののうち、市民生活に広く影響を与えるもので、実施機関が必要と認めるものとする。ただし、迅速性若しくは緊急性を要するもの、軽微なもの又は法令等に同様の手続が定められているものは、対象としない。

(1) 総合計画その他の市の基本的な政策を定める計画、個別の分野における施策の基本的な事項を定める計画又は大規模な拠点開発若しくは施設整備計画の策定及び改定の案

(2) 市の基本的な制度を定めることを内容とする条例又は広く市民等に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定及び改廃に係る基本となる方針の案

(公表時期及び公表資料)

第4条 実施機関は、前条各号に該当するもの（以下「計画等」という。）の立案をしようとするときは、最終的な意思決定を行う前に、当該計画等の案を公表するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により計画等の案を公表するときは、作成の趣旨、目的、背景等当該計画等の案を理解するために必要な資料を併せて公表するよう努めるものとする。

(公表方法)

第5条 前条の規定による公表は、市のホームページへの掲載又は実施機関の担当部署における閲覧の方法により行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じ、市広報への掲載、報道機関への情報提供等の方法を活用し、公表の周知に努めるものとする。

3 前条の規定による公表を行うときは、意見等の提出先、提出方法、提出期間等必要な事項を併せて明示するものとする。

(意見等の提出期間及び提出方法)

第6条 意見等の提出期間は、原則として計画等の公表の日から起算して30日以上期間とする。

2 意見等の提出方法は、次に掲げる方法のうちから実施機関が選択して定めるものとする。

- (1) 郵便又はこれに類するもの
- (2) ファクシミリ
- (3) 電子メール
- (4) 実施機関が指定する場所への直接書面による提出

3 実施機関は、市民等から意見等の提出を受ける際には、当該意見等を提出した個人の住所及び氏名又は法人その他の団体の所在地、名称等当該提出した者を特定できる事項を明記させるものとする。

(意見等の処理)

第7条 実施機関は、提出された意見等を十分に考慮して計画等の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の規定により計画等についての意思決定を行ったときは、提出された意見等の概要及びこれに対する実施機関の考え方を公表するものとし、当該計画等の案を修正したときは、修正の内容及びその理由を公表するものとする。ただし、提出された意見等のうち、公表することにより提出した者の権利又は利益を害するおそれがあるものについては、その全部又は一部を公表しないことができる。

3 前項に規定する修正には、提出された意見等を考慮した結果、廃案とした場合を含むものとする。

4 提出された意見等に対する個別の回答は行わないものとし、提出された意見等のうち、類似の意見等及びこれに対する実施機関の考え方をまとめて公表するものとする。

5 第5条第1項及び第2項の規定は、第2項の規定による公表について準用する。

(適用除外)

第8条 実施機関は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により設置された附属機関その他これに類するものがこの告示に準じた手続を経て策定した報告、答申等に基づき計画等の立案を行うときは、この告示に定める手続を行わないことができる。

(実施状況の把握)

第9条 市長は、各実施機関がパブリックコメント手続を行っている案件について、その実施状況を取りまとめ、一覧表を作成し、企画部企画政策課に備え付けるとともに市のホームページに掲載するものとする。

2 前項の一覧表には、案件名、公表日、意見等の提出期限、計画等の案の入手方法及び問い合わせ先を明記するものとする。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

- 1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際、現に立案の過程にある計画等で市民等の意見等を反映させる機会を確保させる手続を経たもの又は早急に意思決定を行う必要があるものについては、この告示の規定を適用しない。

附 則（平成22年3月30日告示第69号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。